

毎月22日は「人権を確かめ合う日」です

人権のひろば

人権センター (TEL 354-8609 FAX 354-8611)
 人権・同和政策課 (TEL 354-8293 FAX 354-8611)
 人権・同和教育課 (TEL 354-8253 FAX 354-8303)



「差別を許さない

～差別落書きを見過ごさない社会へ～

今日、部落差別をはじめ、障害者差別、外国人差別、インターネット上の人権侵害などさまざまな差別が根強く残っています。

本市は、人が人として尊ばれる明るく住みよい社会を築くため、「人権尊重都市」を宣言しており、差別のない社会の実現を目指しています。

差別は誤った知識や偏見から生まれます。それが攻撃的な形となって現れたものの一つが差別落書きです。これは重大な人権侵害であり、絶対に許されない悪質な行為です。書

かれた側の心を深く傷付けるだけでなく、それを見た人たちの心にも痛みを与えます。また、新たな差別意識を植え付けたり、差別を助長したりすることにもつながります。差別落書きを「しない・させない」だけではなく、「見過ごさない」ことが大切です。

私たち一人ひとりが差別を許さない行動を積み重ねることが、差別をなくし、結果として自分の人権を守ることににつながります。

差別落書きを発見した場合は、すぐに人権センターにご連絡ください。



鵜の森公園大幅リニューアル ～1期事業完成～

中央通り再編事業に合わせ、中心市街地の魅力と回遊性を向上させるため、まちなかの鵜の森公園、諏訪公園を再整備しています。

この整備により、鵜の森公園では、ゆったりとした芝生広場や遊び場を備えつつ、快適で見通しが良く、四季を感じる植栽で一年中散策を楽しめる公園となります。

また、雨水の流出を抑制するため、敷地内の大半に、透水性のインターロッキング舗装などを採用するとともに、芝生広場には、一時的に雨水を貯留し、時間をかけて浸透させ



(左) 園内の見通しを確保しつつ、曲線の園路で景色に変化
(右) ゴム系舗装で安心の遊び場

る機能を備えていきます。

鵜の森公園の泗翠庵周辺で令和6年度から進めていた1期事業では、園路や遊び場などを整備し、3月12日から皆さんに利用していただけるようになりました。

2期事業は今年度から着手し、芝生広場、園路、遊び場などを整備し、公園全体のリニューアルは来年度を予定しています。



鵜の森公園を南から望む